様式第8号(第10条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

様

藤崎町長

子どものための教育・保育給付認定変更通知書

　子ども・子育て支援法第23条第４項の規定により職権による教育・保育給付認定の変更を行ったので、次のとおり通知するとともに、支給認定証の提出を求めます。

　ただし、既に支給認定証を返還されている場合は不要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給認定証番号 |  |
| 児童の氏名  及び生年月日 |  |
| 保護者の氏名  及び生年月日 |  |
| 居住地 |  |
| 支給認定区分 |  |
| 保育必要量 |  |
| 保育を必要とする事由 |  |
| 有効期間 |  |
| 変更理由 |  |
| 支給認定証提出先  及び提出期限 |  |

教　示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、藤崎町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、藤崎町を被告として（訴訟において藤崎町を代表する者は、藤崎町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。